

ねんきんコーナー



「国民年金保険料免除制度」

平成25年度の国民年金の保険料は月額1万5040円です。

は用窓上万5040田てす

期間保険料を納付された方には65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合が

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、「全額免除」や「一

す。
部納付（一部免除）」が承認されま

●退職(失業)による 「特例免除制度」

これらの保険料免除期間（一部納付を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。免除された保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。ただし、3年目からは加算額がつきます。

退職(失業)した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利⽤することができます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、

「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公用的機関の証明書の写しが必要です。

●若年者納付猶予制度

30歳未満の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

この場合、世帯主の所得は審査の対象外となり、本人・配偶者の前年の所得で審査することになります。

り、手続きをしてください。

平成25年7月1日から開始され、
平成25年7月から平成26年6月ま
での期間を対象として審査します。
また、申請は原則として毎年度必
要です。

ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月から平成25年6月分までの期間（前一年間）についても合わせて申請することができます。

● 学生納付特例制度

学生の場合は、一般の免除申請はできず、「学生納付特例」の申請となります。在学証明もしくは学生証(両面の写し)の添付が必要

です

免除の対象期間は、申請日が1ヶ月以降の場合は、前年の4月～その年の3月までの期間となり、5ヶ月以降の場合は、その年の4月～翌年3月までとなります。

○お問い合わせ

本府住民課住基戸籍係

☎ 4312800(直通)

総合窓口第2係

三一三 金機轉番 三 金事務所
551-3701(直通)

☎ 341616

